

1 背景・経緯

- 新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験を踏まえ、将来のパンデミックの予防、備え及び対応(PPR: Prevention, Preparedness and Response)の強化に役立つ国際的規範の強化を求める声が上がった。
- 2021年1月:世界的な健康危機に対して国際社会が一致して対応する必要があるとして、EUがWHO執行理事会で条約の作成を提案。
- 2021年11月:WHO特別総会で政府間交渉会議(INB: Intergovernmental Negotiating Body)の設置を決定。INBは、2022年2月～2025年4月、計13回の会期で交渉を実施。2025年4月、協定案本体の交渉が妥結。
- 2025年5月20日:第78回WHO総会で、協定本体が採択された。

※ 正式名称がWHO Pandemic Agreementとなったことを受け、今後はWHOパンデミック協定(仮称)と呼称する。

2 協定案本文の主な内容

- パンデミックの予防及び公衆衛生サーベイランス
- 技術移転及び関連するノウハウに関する協力
- 病原体へのアクセス及び利益配分 (※詳細は協定の附属書として今後議論される。)

3 今後の予定

- 2025年5月～
- ・ 第78回WHO総会決議に基づき、附属書の交渉等を担う政府間作業部会(IGWG)を設置。
 - ・ IGWGにて協定案第12条に規定する「病原体へのアクセス及び利益配分(PABS: Pathogen Access and Benefit-Sharing)」に関する附属書作成のための交渉を実施。

- 2026年5月
- ・ 第79回WHO総会に、IGWGにおける附属書交渉の結果を提出。
 - ・ 交渉が妥結すれば、附属書を採択。
(その後、協定全体(本体+附属書)を署名のため開放。)

WHOパンデミック協定(仮称):第78回WHO総会決議(78.1)の骨子

- WHO憲章第19条に基づき、「WHOパンデミック協定」(仮称)を採択する。(主文1)
 - 協定は、第12条に規定する附属書が採択された後、署名のため開放される。(主文3)
 - 政府間作業部会(IGWG)を設置する。(主文9)
 - IGWGは、最優先事項として、協定第12条に規定する附属書について交渉し、第79回WHO総会に結果を提出する。(主文9(1))
 - IGWGは、附属書の作成後、協定の実施に向けた準備作業として、一定の事項(※)の検討を行う。(主文9(1)、(2))
- (※締約国会議(COP)の手続規則、財務規則及び初会計年度の予算案、協定第13条に規定するグローバル・サプライチェーン及び物流ネットワークの仕組み・機能等、協定第21条に規定する締約国の報告義務の具体化、協定第19条に規定する協定の効果的実施促進のためのメカニズム策定等)
- IGWGの初回会合は2025年7月15日までに開催し、議長団(共同議長2名及び副議長4名)の選出、作業計画の決定等を行う。IGWGは、初回COPの前に任務を終了する。(主文10)
 - 各国は、附属書のテキスト提案を、第2回IGWG会合までに提出する。(主文11)
 - IGWGは加盟国主導の協議体とし、加盟国の要請に応じ、技術的な見地から専門家の見解・助言を求めることができる。(主文12)
 - WHO事務局長は、今後の作業に必要な支援等を提供する。(主文15)

WHOパンデミック協定(仮称)(WHO Pandemic Agreement)の概要

※ 条文は2025年5月14日付けでWHOのホームページに掲載されたもの。訳は暫定的なもの。

協定本文	主な内容
第1章(序論)	
第1条: 用語	
第2条: 目的	この協定は、衡平性及びこの協定に定める原則を指針とし、パンデミックの予防、備え及び対応を行うことを目的とする。
第3条: 原則と取組方法	この協定の目的を達成し、協定の規定を実施するために、国家の主権的権利、到達可能な最高水準の健康の享受を含む尊厳・人権・基本的自由の尊重、国際人道法の尊重、衡平、連帯、利用可能な最良の科学とエビデンス等を指針とする。
第2章(世界を共に衡平に:パンデミックの予防、備え及び対応における衡平の達成)	
第4条: パンデミックの予防及びサーベイランス	締約国は、国際保健規則に適合する形で、また、各国の能力及び状況を考慮しつつ、パンデミックの予防及びサーベイランスのための措置及び能力を漸進的に強化する。各締約国は、新興・再興感染症の予防とサーベイランス、人獣共通感染症、特異な公衆衛生事案の早期発見及び管理措置、水・衛生、予防接種、感染症の予防・管理、ベクター媒介感染症、研究施設における生物学的リスクの管理、薬剤耐性菌の発生及び拡散への措置に関する自国の計画等を作成、強化、実施する。
第5条: パンデミックの予防、備え及び対応のためのワンヘルスアプローチ	締約国は、人、動物、環境の分野横断的な連携を通じ、ワンヘルスアプローチを推進する。
第6条: 備え、即応性及び保健システムの強じん性	各締約国は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)※の達成を念頭に、保健制度の構築、強化及び維持を行う。(※全ての人々が、適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払可能な費用で受けられること。)
第7条: 保健及び医療の労働力	各締約国は、保健医療人材の開発、強化支援等を行う。
第8条: 規制制度の強化	締約国は、パンデミック関連保健製品の品質、安全性及び有効性を確保するために、それらの製品の承認・認可に責任を有する規制当局を強化する。
第9条: 研究開発	締約国は、地理的に多様な研究・開発のための能力や体制を構築・強化するために協力するとともに、研究協力等を促進する。
第10条: 持続可能かつ地理的に多様な現地生産	締約国は、パンデミック関連保健製品の製造拠点の多様化並びにそれら製品への持続可能で適時かつ衡平なアクセスの強化及び需給ギャップの低減のための措置を講じる。

協定本文		主な内容	
第11条：パンデミック関連保健製品の製造のための技術移転及び関連するノウハウに関する協力		各締約国は、適当な場合には、パンデミック関連保健製品の製造技術の移転やノウハウに関する協力を促進する。	
第12条：病原体へのアクセス及び利益配分		締約国は、パンデミックを引き起こす可能性のある病原体及びその遺伝子配列情報の迅速な共有、それらの利用によって製造されたワクチン・治療薬・診断薬等の迅速かつ衡平な利益配分を確保する多国間システムを構築し、同システムを管理する規定について附属書を作成する。	
第13条：サプライチェーン及び物流		パンデミック関連保健製品へのアクセスを向上するためのネットワークを設立する。	
第14条：調達及び分配		各締約国は、パンデミック時のパンデミック関連保健製品の購入契約の内容の公表等を行う。	
第15条：政府全体及び社会全体の取組方法		締約国は、政府全体並びに地域社会及び利害関係者を含めた社会全体によるパンデミックの予防、備え及び対応を促進する。	
第16条：コミュニケーション及び啓発		各締約国は、正確な科学及びエビデンスに基づいたパンデミック関連情報へのアクセスを強化する。	
第17条：国際協力及び実施支援		締約国は、特に途上国のパンデミックの予防、備え及び対応に関する能力を持続可能な形で強化するため、直接又は関連する国際機関を通じて協力する。	
第18条：持続可能な資金調達		締約国は、この協定の実施のため、実施可能な限り包摂的かつ透明な方法で、持続可能かつ予測可能な資金調達を強化する。	
第3章：制度的な措置及び最終規定			
第19条：締約国会議 第20条：投票権 第21条：締約国会議への報告 第22条：事務局 第23条：紛争解決 第24条：他の国際約束との関係 第25条：留保 第26条：宣言及び声明		第27条：改正 第28条：附属書 第29条：議定書 第30条：脱退 第31条：署名 第32条：批准、受諾、承認、正式確認又は加入 第33条：効力発生 第34条：寄託者 第35条：正文	